

パリ協定発効を踏まえた 2017年の温暖化政策の展望と課題

一般財団法人日本エネルギー経済研究所

地球環境ユニット 地球温暖化政策グループ

田上 貴彦

本報告のポイント

- COP22では、パリ協定の実施のための作業を2018年のCOP24までに終わることが決定されたが、途上国から、適応を緩和とバランスよく取り扱うべきとの意見が出されていることから、2017年中は、パリ協定の実施のための作業が実質的に進まない可能性もある。
- 米国トランプ新政権の温暖化政策については、現段階では不明確であるが、裁判所や議会との関係等、制度上の制約があり、政策変更には時間がかかると思われる。
- 中国では、全国排出量取引制度、エネルギー消費の総量と原単位のダブル規制、エネルギー消費枠の取引制度等との間の整合性がどのようにとられるかが注目される。
- 国内では、長期低排出発展戦略、カーボンプライシング、非化石価値取引市場等の議論を注視していく必要がある。

1. パリ協定の発効

パリ協定の概要

	概要
目標の設定 (事前プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、各国で定めた貢献を5年ごとに通知する際には、グローバルストックテイクの結果を踏まえなければならない。 ・パリ協定締約国会合は定期的に、この協定の目的と長期目標の達成に向けた全体の進捗を評価しなければならない(グローバルストックテイク)。 <p>(COP決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国は2018年に気温上昇を抑えるための長期削減目標に向けた進捗に関する締約国全体の努力をレビューする「促進的対話」を招集(グローバルストックテイクの前哨戦)。
目標達成のレビュー (事後プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・この協定の規定の実施の促進および遵守の促進のメカニズムを設置。
適応	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に対する脆弱性の減少などの適応に関する世界目標を設定。 ・途上国の適応努力は認識されなければならない。 ・各国は、適当な場合、適応に関する報告を提出および定期的に更新すべき。
資金	<p>(COP決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年までにパリ協定締約国会合は2020年以降の資金に関する全体目標を設定しなければならない。

1. パリ協定の発効

パリ協定の発効

		批准国数 (55か国以上)	批准国が世界の温室 効果ガス総排出量に 占める割合 (55%以上)
2016年 9月3日	米中が批准	26か国	39.06%
9月21日	ニューヨークで国連事務総長が 主催した特別イベントで、31か 国が批准	60か国	47.76%
10月2日	インドが批准	62か国	51.89%
10月5日	EUと一部の加盟国等の批准	74か国	58.75%
11月4日	パリ協定が発効		
11月8日	日本が批准	103か国	73.30%
11月15日	第1回パリ協定締約国会合開会		
12月9日現在		117か国	79.92%

- 京都議定書のドーハ修正（第2約束期間、2013～2020年）については、発効に144か国の批准が必要であるが、批准が74か国にとどまっている（2016年11月29日現在）。

1. パリ協定の発効 パリ協定実施のための作業

	パリ協定特別作業部会の作業計画
目標の設定(事前プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・5年ごとに通知することとなった各国で定める貢献(削減目標等)に関するガイダンス ・長期目標の達成に向けた5年ごとの全体進捗評価に関する事項
2018年の促進的対話	(未定)
目標達成のレビュー(事後プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・削減行動や支援等についての透明性を確保する枠組みの手続き・ガイドライン ・実施・遵守促進のためのメカニズムの効果的運用についての手続き
適応	<p>(未定)</p> <p>↓</p> <p>・適応ニーズの通知に関する議題を追加</p>
資金(2020年以降の資金に関する全体目標)	(未定)

- 2016年5月に開催されたパリ協定特別作業部会では、途上国から、適応と緩和(削減)とをバランスよく取り扱うべきとの意見。

1. パリ協定の発効 COP22マラケシュ会合

- 2016年11月7日から18日にかけて、第23回気候変動枠組条約締約国会議（COP22）をモロッコ・マラケシュ市で開催。
- 本会合で決定されたこと
 - 2017年のCOP23の時にパリ協定締約国会合を第1回の続きとして招集し、パリ協定の実施のための作業計画に関する進捗をレビューすること
 - 当該作業を2018年のCOP24までに終えること

	作業計画
目標の設定(事前プロセス)	(検討を開始済み)
2018年の促進的対話	・促進的対話の準備に関して、COP22と次回COP23の議長が、すべての締約国と協議を行いCOP23までに報告。
目標達成のレビュー(事後プロセス)	(検討を開始済み)
適応	・パリ協定特別作業部会が、適応基金のガバナンス、制度、セーフガードおよび運営方法を検討。
資金(2020年以降の資金に関する全体目標)	・どの機関で議論を行うか決まっていなかった事項について、パリ協定特別作業部会が、パリ協定の実施に関して追加する可能性のある事項として検討を続ける。

2. 2017年の温暖化政策の展望と課題

国際交渉

- 2017年5月、ボン パリ協定特別作業部会等
- 2017年11月、ボン COP23等（議長国はフィジー（アジア太平洋地域））
- パリ協定の実施のための作業を2018年のCOP24までに終える

- 2017年の国際交渉は次の2点に時間がかかる可能性
 - 適応と緩和（削減）とのバランス
 - 2020年以前の対策と2020年以降の対策とのバランス

2. 2017年の温暖化政策の展望と課題

米国

- オバマ政権の気候行動計画（2013年6月）
 - 発電所からの炭素汚染物の削減
 - 再生可能エネルギーにおける米国のリーダーシップの促進
 - クリーンエネルギーイノベーションへの長期投資
 - 燃費基準の向上等
 - 家庭やビジネスのエネルギー料金の削減（省エネ）
 - HFC排出の削減
 - メタン排出の削減等
- トランプ政権
 - 政権移行チームウェブサイト（2016年11月、「エネルギーの独立」）
 - オバマ政権の気候行動計画およびクリーンパワープランをスクラップ
 - パリ協定？
 - 気候変動枠組条約への拠出金？
 - 裁判所や議会との関係等、制度上の制約がある

2. 2017年の温暖化政策の展望と課題

中国

□ 2016年

- 「国民経済及び社会発展第13次5カ年計画綱要」（3月）
 - 一次エネルギー消費を50億トン（石炭換算）以下に抑制
- 「次世代自動車炭素削減枠管理方案（案）」（国家発展改革委員会、8月）
- エネルギー消費権を対象にした取引制度の導入を発表（国家発展改革委員会、9月）
 - 浙江省、福建省、河南省、四川省の4地方で2017年から試験的に実施
- 炭素税の導入のための準備作業中（国家発展改革委員会気候司蔣兆理副司長、9月）
- 「第13次5カ年計画における温室効果ガス抑制活動方案」（国務院、11月）
 - 地域別にGDP当たりCO2排出量の削減目標を割り当て
 - CO2総量規制の全国導入は見送り

□ 2017年

- 排出枠の割当作業は2017年第1四半期まで
- 「炭素排出権取引管理条例」の公表
- エネルギー消費の総量と原単位のダブル規制の方案
- エネルギー消費枠の取引制度

□ 2016年まで

- 2030年エネルギー気候変動目標（2014年10月，欧州理事会）
 - 温室効果ガス：1990年比40%削減（ETS部門2005年比43%削減、非ETS部門2005年比30%削減）
 - 再生可能エネルギー：最終エネルギー消費の27%
 - エネルギー効率改善：一次エネルギー消費量27%削減（努力目標）
- ETS指令改正案（2015年7月）
- 努力分担規則案（2016年9月）
- エネルギー効率指令改正案（2016年11月）
 - BAU比27%努力目標から30%義務目標へ
- 再生可能エネルギー指令改正案（2016年11月）

□ 2017年

- 欧州議会や加盟国と議論
- 2030年目標は達成できるか
- 各国での選挙

国内：2016年

□ 地球温暖化対策計画（2016年5月）

- 長期的な目標を見据えた戦略的取組

- 「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」

- 国内排出量取引

- 「慎重に検討を行う」

□ 供給サイド（2016年2月）

- エネルギー供給高度化法による販売電力の低炭素化

- 電気の供給量が年間5億kWh以上である小売電気事業者に対して、2030年度における非化石電源の比率を44%以上とすることを目標

- 省エネ法による発電効率の向上

- 売電を主として発電を行う発電事業者すべてを対象に、既設含めた事業者単位の効率基準（火力発電の総合的な発電効率44.3%以上）等を設定

□ 需要サイド

- 省エネ対策予算等

□ エネルギー・環境イノベーション戦略（2016年4月）

- 研究開発をより重点的・集中的に進めていくべき革新技术分野として、7つを特定

2. 2017年の温暖化政策の展望と課題

国内：2017年

□ 2050年に向けた長期低排出発展戦略の検討

- パリ協定において、2020年までに各国に長期低排出発展戦略を作成、提出することを招請
- ドイツ（11月14日）、米国（11月16日）、メキシコ（11月16日）、カナダ（11月17日）が提出

□ カーボンプライシング（国内排出量取引制度、炭素税等）

■ 議論の場

- 経済産業省長期地球温暖化対策プラットフォーム（2016年7月～2017年3月取りまとめ）
- 環境省長期低炭素ビジョン小委員会（2016年7月～2017年3月取りまとめ）
- 環境省カーボンプライシング検討会（2017年1月？～）

□ 非化石価値取引市場

- FIT電気と、原子力発電と水力発電を含む非化石電源の電気の全量を非化石価値証書として証書化し、小売電気事業者がオークションを通じて購入する制度案
- 議論の場：電力システム改革貫徹のための政策小委員会（2016年9月～）